

超党派で「準強姦事件逮捕状執行停止問題」を検証する会

警察庁に対する前回(11月21日)の宿題

①各都道府県警が記録に残しているという逮捕状の執行停止についての決裁文書。どのような文書で、何年保管する規則になっているのか。決裁文書がないというケースもあるのか。ある場合はどのようなケースか。

②刑事部長が逮捕状の執行停止をしたケースが何件あるか。

※期間を区切っても構わない。

日時	経緯	山口敬之氏関連の動き	
2015年	4月3日	詩織さんが山口敬之氏と面会。 午後8時過ぎに串焼き屋に入店。 午後9時40分頃寿司屋に入店。	
	4月4日	午前5時頃に痛みで目が覚め、ホテルでレイプされていることに気付く。 記憶は寿司屋の途中から欠落	
	4月9日	警視庁原宿署に相談	
	4月11日	原宿署で高輪署の捜査員と面会	
	4月15日	捜査員とホテルで防犯カメラの映像を一緒に見る	
	4月23日		TBSワシントン支局長を解任
	4月30日	高輪署で告訴状受理	
	6月初頭	証拠がそろい、準強姦容疑での逮捕状が発行される	
	6月4日	「山口氏が成田に帰国するタイミングで逮捕する」との連絡。 詩織さんにドイツから日本に戻るよう要請される	
	6月8日	捜査員から「上からの指示で逮捕できなかった」との連絡。 捜査員は担当から外れる	
8月26日	山口氏が書類送検される		
10月	詩織さんが担当検事と初めて面会		
2016年	1月1日		担当検事と初めて面会
	5月30日		TBS退社
	6月	詩織さんが担当検事と2度目の面会	
	6月9日		『総理』(幻冬舎)発売
	7月22日	山口氏が不起訴処分に	
2017年	1月27日		『暗闘』(幻冬舎)発売
	5月	週刊新潮が報道。 「トップの意を受け、あるいは忖度して操作を中止したのか？」との問いに 中村格(いたる)警視庁刑事部長(当時) 「(山口氏の立場に)関係なく、事件の中身として、(逮捕は必要ないと)私が決済した。 (捜査の中止については)指揮として当然だと思います。自分として判断した覚えがありません」	週刊新潮が山口氏に取材依頼書を送信した後、 山口氏から誤送信のメールが届く 「北村さま、週刊新潮より質問状が来ました。 伊藤の件です。取り急ぎ転送します。山口敬之」 ※宛先は北村滋・内閣情報官か？(山口氏は否定)
	5月29日	検察審査会に不服申し立て。詩織さんが会見	詩織さんの会見を受けてFacebook上で反論
	9月21日	東京第六検察審査会が「不起訴相当」の判断を下す	
	10月20日	伊藤詩織さんが著書「ブラックボックス」(文藝春秋)発売	
	10月26日		「月刊Hanada12月号」に 「私を訴えた伊藤詩織さんへ」と題した独占手記を寄稿して反論

超党派で「準強姦事件逮捕状執行停止問題」を検証する会

第1回(2017年11月21日参議院議員会館2F 議員第1会議室)

各出席者の発言内容要旨(抜粋・敬称略)

森ゆうこ(自由) 有名なジャーナリストが準強姦事件で逮捕の直前で執行停止となった事案について、被害者が実名・顔出しで告発。この問題について国会は何をしているのか、厳しく検証すべきではないか、という意見が多数寄せられている。

神本美恵子(民進) 報道後、すぐに警察庁の方に事務所で話を聞かせていただいた。その時は、検察審査会に申し立てをされているので、事の経緯は申し上げられませんが、というだけで、何ひとつ聞かされないまま今日に至っている。女性全体みんな、なんとかしなければいけないと思っている問題。これまでの経緯と、何が起きているのかということについて、是非、行政の方から話を聞かせていただきたい。民事になっているので話せないということは決して許されない。

福島みずほ(社民) 9月に本人と弁護士、他にも多くの女性たちで性暴力被害者の当事者が発言するという集会を行った。詩織さん自身も自分の体験と外国の制度で、性暴力被害者支援が必要だと発言してくれた。国会議員も多く来てくれた。こういうことがあるのに国会が何も声を上げないのはおかしい。

柚木道義(希望) 国会でもこの件で質問をした。警察庁としては「把握していない」という答弁だったが、不起訴になる直前に被疑者が「総理」という本を出版されている。知っていなかったら出版されていなかったのではと思う。経緯は誰がどう見ても不自然。検察審査会のあり方、まさにブラックボックスだと思う。ご本人も繰り返し述べているように、ご本人のためだけではなく、二度とこのような同じ思いをする人がいないように、という思いです。

菊田真紀子(無所属) 安倍総理、官邸に近い人は守られて、そうでない人は踏みにじられる。これは単に女性の問題だけではなく、この国の法治国家としてのありよう、人権をいかに考えるか、ということが問われている。

糸数慶子(沖縄の風) 沖縄ではベトナム戦争の時にたくさんの女性たちが人権を侵害されて泣き寝入りした。でも95年の少女の事件があってから、声を上げはじめた女性たちがいる。毎年、警察から女性に対する性暴力、とりわけ米軍関係は発表があるが、実は、表に出ない数がどれだけあるか。警察の方から入ってくる数の裏にある、水面下のたくさんの女性たちが泣いているということがある。今回は勇気を持ってここまで話が出ているにもかかわらず、警察の方をこういう風にお呼び立てしてしまう。とんでもないことだと思っている。

本村伸子(共産) 被害に遭われた方が勇気を持って声を上げた。それを握りつぶすような国になってはいけない。

阿部知子(立憲民主) 私はこれまでもこの問題の集会等に参加してきた。5野党で性暴力の支援センター設置法というのを提案した。維新の会も含めた、自民公明の与党を除く政党で法律を提案してきたが、自民・公明が審議にも前向きでなく、内閣でつるされた状態で解散によって、いまなくなっている。私がこの性暴力支援センターを法律化させないといけないと思ったのは、警察に行っても申しめられる、検察審査会に申し立てても証拠がない、とおとしめられる。民間団体の窓口に行っても、詩織さんのケースで言えば真正面から取り上げられなかったという問題がある。その直後に証拠を採取する、その人を守るという機能をいまの社会が持っていないことが問題。政府の関係する、安倍総理のお友達問題もあるが、多くの女性を性暴力から守る法整備をスタートしたい。

森 法務省・警察庁から説明を。

警察庁 警察としては、先般の性犯罪の厳罰化に関する法改正の趣旨に則った取り調べを進めているところ。この会について、お尋ねいただいている事件については、警視庁の方で告訴を受け、捜査を尽くし、法令に基づき書類と証拠物を東京地検に送付している。そこから先は検察庁のことになるが、検察庁の捜査の際、検察審査会に、不起訴になった後にかけて、不起訴相当の決断がされたものと承知している。本事件についてはこの経緯をふまえて、警察庁としては説明できることは限られている。

告訴を受けて捜査をして、送致をして、その後、検察審査会で不起訴相当の結論が出ているので、この事件について説明できることは限られている。

森 限られている中で、もう少し説明を。

警察庁 こういった結論になる事件については警察として捜査の経過をつまびらかにするということはこれまでもできていない。

今回の検証する会の名前が「逮捕状執行停止問題」とあるので、それについて申し上げると、逮捕権の運用というのは慎重・適正に行う必要がある。逮捕状を取得した場合であっても、警察の中で、組織的な検討がされた中で、例えば証拠関係を精査して、やはり逮捕状の執行が適当でないと認める場合は執行せずに任意捜査にする、ということはある。これは一般論。

逆に、任意捜査をするという場合においても、例えば被疑者から話を聞いた結果ですとか、新しい証拠を収集した結果等をふまえて、やはり逮捕するということもある。こういうことが一般の捜査としてある。逮捕状の執行を停止するということが自体が非常に奇異なことのように言われているが、我々の捜査実務の中では通常あり得ることと考えている。

森 次に法務省お願いします

法務省 今回の事案に関してということだが、先ほど警察庁の方から述べられた通り、昨年の平成

28年7月22日付で不起訴とした事案で、その後、審査申し立てを受け、本年に不起訴相当となったと承知している。

杉尾秀哉(民進) 山口記者はTBS時代の後輩なので、とても他人事ではないということで、今回の集まりにも参加した。TBS時代には警察・検察の取材をしていたので内容について、ある程度はわかっているつもり。いま説明の中で、逮捕状の執行停止は、慎重に運用するので組織的に検討して停止することはあり得ると仰った。そういうケースも、中にはあったと思う。ただ、逮捕状の執行を慎重に検討したケースを、私は寡聞としてほとんど知らない。しかもこのケースは刑事部長。警視庁の刑事部長。捜査を指揮する。高輪署がやっていたということだが、刑事部長が、しかも現場まで捜査員が逮捕状を持って行っているにもかかわらず、刑事部長が一存で、執行停止する。私はこんなことを聞いたことは一件もない。よくあることのように仰るが、事実と反すると私は思う。当時の上司に、刑事部長よりも上の警視庁の最上級幹部に報告された形跡がない。これが極めて特異なケースであるということをもまず認めるところから始めていただかなければ、この会は成立しない。一般的な話で逃げないでほしい。現場もよくご存知だと思うので、正直に言ってほしい。本当に刑事部長がこのようなことで止めるということがあるのか。自分で経験されたことがあるか。

警察庁 自分の経験ということから申し上げると、私も都道府県警察の警察本部で勤務した経験があり、(そういったケースを経験したことは)あります。

杉尾 現場で止めたケース。要するに、逮捕状を持って行っているが、現場でその逮捕状の執行を止められたというケースがあるか。

警察庁 ある。

杉尾 どんなケースか、支障がないように仰ってほしい。

警察庁 例えば、複数の被疑者がいる事件で逮捕状を複数取得しているという状況で、話を聞くと。証拠関係で令状は出るが、被疑者同士の関係等がわからない段階で、本当に被疑者全員を犯人として扱って良いのか。話を聞いた上で、令状はあり、主犯は結局逮捕するが、それ以外については逮捕しないという判断をまず現場ですることはある。

杉尾 それは複数いて、供述が食い違うから止めたのだろう。

警察庁 他の例を申し上げますと、例えば財産犯で、恐喝とか詐欺とかがあるが、騙された、脅し取られたという事件がある場合。被害者の供述からすると、一応、犯罪事実はあるという段階で逮捕状を請求する。ただ、話を聞いていくと、債権債務関係があって、やはり裏付けが必要だということであれば・・・

杉尾 それは話を聞いてから。この事案は、話を聞く前に止めている。

警視庁 この事件について、どういう捜査過程であったかということについては、先ほど申し上げた通り、お答えできない。

杉尾 これはでも中村さんが認めている。本人が答えている。

警察庁 個別の週刊誌対応については答えを差し控えていただく。

杉尾 今回のケースは、当たりもしないで、その前に執行を停止している。それを中村さんは認めている。週刊誌の取材であれ、なんであれ。そういうケースがあるのか、と聞いている。

警察庁 話を聞く前に止めているということだが、本件については告訴を受けて、その後捜査をきっちりやっている。捜査の中身については申し上げられないが、捜査を止めて、決して何もなかったということではない。

杉尾 聞いているのは、逮捕状が出て、現場まで持って行っているのに止めるようなケースがあるのか、と。一般論で良いので。

警察庁 一般論としては、ある。

杉尾 あなたはそういう経験はあるか？

警察庁 ある。

神本 話も聞かないで？

警察庁 話を聞かないで止めると言いますが、まずいったん待って、もう一度証拠を精査した上で・・・

杉尾 証拠を精査って、現場でどうやって精査するのか。言っていることが矛盾している。

警察庁 一般論として申し上げますと、まず強姦・準強姦事件というのは重要な犯罪であり、認知の段階から警察本部に報告されるというのが常である。特に性犯罪については捜査が難しいので、きちんと本部の指導が入って捜査を指揮しているという実態がある。そういう中で、段階を踏んで組織的な検討をする中で、当然、刑事部であればトップは刑事部長であるから、一般論として責任は刑事部長が持つということで捜査指揮をしている。なので、この事件の捜査過程がどうだったかとの答えは差し控えているが、警察としては組織として判断をして必要な捜査を遂げたということ。

高井崇志(立憲民主) 全てのケースが刑事部長に上がるのか？

警察庁 刑事部長に上がるのは、内容にもよる。

高井 どういう基準で上がる？

警察庁 ひとつは、非常に社会的に反響が大きくなりそうな事件。証拠関係が難しく判断に迷うような事件。そういったものについては組織のしかるべきところまで上げる。具体的にどのケースが誰、ということについては最後はケースによりけりだが、きちんと上げて、組織として判断する。

本村 性犯罪については、あるのか？年間どのくらいあって、というのは？

警察庁 刑事部長に何件上がるかということは、具体的に何件、件数として上がっているかどうかということについては把握していない。色んな事件について、日々報告が来る。対面で報告することもあれば、電話やメールで報告をすることもあるので、件数としてカウントするのはなかなか難しい。

杉尾 普通はこれ、高輪署扱い、所轄の事件だ。山口でなければ所轄の事件だ。

警察庁 警察の中の捜査指揮というのは、決して警察署と本部が独立しているわけではない。もちろんたくさん数がある中で、警察署限りで終わるという事件もあるが、特に強姦・準強姦というのは非常に罰条の重い犯罪なので、警察本部に報告されるというのは通常の仕組み。

高井 いま、社会的影響が大きいため、と仰ったが、この件もそうなのか。社会的大きい事案だから刑事部長まで上がって、刑事部長の判断で止めた。ということの良いか？

警察庁 証拠関係が難しい事件ということでも上がりますので。

柚木 それはまさに私が刑事訴訟法の衆議院本会議が始まる、午前中の委員会で質問したことに対しては、違う答えだった。こういう著名人、社会的影響力の大きい方で、まさに目の前まで行っていた。捜査員がその場から「ごめんなさい、逮捕できませんでした」と詩織さんに電話をしている。そういうようなケースがあるのか、と聞いたら、「まず、そもそも把握することが困難」と答弁。「ある」なんて一言も言っていない。しかも、そういう逮捕状を執行していなかった件数は「整理して蓄積していない」という風な答弁だった。今と全然違う。

警察庁 「経験はあるか」というお尋ねだったので「経験はある」と。ただ、捜査はその時々で状況で判断を・・・

柚木 こういう総理が表紙の本を出して、発売のわざわざ一ヶ月後に不起訴になっている。知ったら出版しない。何億円も損になるから。こういう著名人で、安倍総理の執務室で写真を撮っているような方で、先ほど杉尾さんが聞いたような例はあるのか、と。まずそれに答えてほしい。

警察庁 著名人かどうかというのは本件と関係がないと思う。

柚木 著名人だから中村刑事部長がわざわざ、直接トップからかけているのだろう。総理に近い方だから、そこまで上がって。本人が認めている。

警察庁 それは、総理に近い方だからストップをかけたということだ。認めているということではないと思う。そういう付度はないと考えている。

柚木 なぜそう言い切れる？

警察庁 警察においては、被害の申告があれば捜査を・・・

柚木 北村内閣情報官と相談しているのではないかと、山口さん。

警察庁 そういう話は全く承知していない。

高井 私も過去の議事録を読んだが、柚木さんをはじめ色んな委員の方が、こういうケースが何件くらいあるのかと。細かな件数でなくても良い、例えば1年間に限ってどのくらいある、とか限定をつけても良いから答えてくれ、と聞いても「全く把握できない」とずっと答弁しているのだが、なぜ把握できないのか。こういう事案を、例えば決裁とか文書とかで残っていないのか。これだけ社会的にも問題になっていて、しかも国会で6月の段階で問われていて何ヶ月も経っているのに、ずっと調べられないという理由を教えてください。あるいは、いま求めたら、何日か以内にその数を出せるのか。出せないなら、出せない理由をはっきり教えてください。

警察庁 そういったものについて国会で答弁しているが、日々行われている捜査活動に関わることであり、整理・蓄積されているものではない。従って我々としては「確認が困難」と答弁している。

高井 日々の一個一個の事件を全部取ってくれと言っているのではなく、刑事部長のような立場にある方が準強姦事件のようなケースで直接、執行停止の指示を出したことがあるか、と。さっき「経験上ある」と言っていたが。

柚木 それはあるのか？そのケースはないのでは？

警察庁 刑事部長がということだが、警察は組織として判断しているので、刑事部長がという形ではなく・・・

柚木 杉尾さんの質問にちゃんと答えてほしい。あるのか？

警察庁 刑事部長が、とは言いが、私の経験から言うと、警察署がやっている事件について本部に報告した段階で、適当でないということだ。いったん停止するということはある。

柚木 刑事部長が？

警察庁 警察の組織というのは、段階を追って決裁を上げていくので、本部の担当課が刑事部長に上げれば、刑事部長の最終責任で提出するということがある。

柚木 じゃあ調べて。あると言えらるなら調べられる。

警察庁 経験としてはあるが、個々の事案について整理蓄積されていないので詳細は差し控えさせていただきます。

柚木 そんなにたくさんあるのか？

警察庁 稀なものではないと考えている。

高井 少し期間を区切って、例えばサンプルを取ったらどのくらいある、というのは出せるのではと思う。もう一つ、国会の審議でも何度も警察が答弁しているが、「性犯罪については専門性があるので、各都道府県警に、警察本部にそういう専門官がいて、指導することはあります」と答えているが、我々がいま問題にしているのは、そういう専門官が強制執行停止をしたのではなく、警視庁の刑事部長がわざわざ電話をかけて執行を停止したということが問題。

警察本部が指導することはあるだろう。ただ、刑事部長という立場の方が、これを直接、所轄の警察に連絡して止めたというケースは、名前は言えないが警察庁の大幹部の経験者が「こういうことはまずない」「こんな例はない」と言っているのを聞いている。多くの警察庁関係者の方も、そういうケースはないと。名前を出して良いなら、週刊誌にも出ているが、小野次郎元参議院議員も「こんなことはまずあり得ない」と言っている。

大多数の方が「ない」と言っているものを、なぜ刑事部長がやれたかということを問うている。皆さんの国会答弁の、「警察本部が、専門官の人がいてアドバイスしている」というのは全く答えになっていない。なぜ刑事部長がこれを止められたかというのを答えてほしい。そういうケースがあるのか。

警察庁 本部の専門官が判断するとしても、本部の専門官だけで判断はしない。所属の課長に報告するし・・・

高井 で、刑事部長まで上げて、刑事部長が電話するというケースがあるのか、他にも。東京都だけでなくとも良い。都道府県警どこでも良いが、刑事部長クラスが所轄に対して電話して止めるというケースがあるのか、他に。

警察庁 本件についてどういう捜査過程だったかということについては・・・

高井 刑事部長は認めている。

柚木 では、中村部長が在職時にどれだけあるのか調べてほしい。

警察庁 この事件については最初に申し上げた通り、警察としては捜査を尽くして、地検に送付して、検察審査会でも不起訴相当と結論が出ているので、この件についてそういう調査をして回答する必要はないものと考えている。

森 「必要はない」と言い切らない方が良いと思う。「総理」という本まで出した著名なジャーナリスト。やはり異例のことだと思う。個別の案件で答えられないといういつも通りの話は今回は通用しない。きちんとして説明をし、国民の疑念を晴らす。説明責任が求められている。ここで「答えられない」と帰るのではなく、官邸と相談してはどうか。

警察庁 本件については警察として捜査を尽くして、一定の結論が出ている。官邸と相談する必要はないと考えている。

柚木 そもそも結論は出ていない。民事はこれから始まる。それはまさに検察審査会で不起訴相当というのはおかしいと、当然思ってますし。まさにブラックボックス。今回全然説明していただけてないので、今回、不起訴相当になった、検察審査会自体がブラックボックスという、いろんな議論がある中で、なぜ不起訴相当なのか。どういう構成、男女比とか、そういうことなら言えるだろう。証拠として採用された調書も、実際に詩織さんが所轄で取られた時のものと内容が違うという話を、記者に言っているとか。それが嘘なのか本当なのか。答えてほしい。

法務省 検察審査会の構成ということは法務省としてお答えする立場ではないということを理解してほしい。個別の事案において、どのような証拠関係が不起訴証拠として扱われているかということも、繰り返しになるが不起訴事案であるので、検察官の証拠評価にも関わる事項になり、答えることは差し控えている。

柚木 最高裁を呼んだら答えられるのか。

法務省 そういう点については私どもとしてはなんとも言いがたい。

柚木 なぜ男女の構成比とか、そういうことだけでも答えられないのか。内容ではない。

法務省 法務省としてお答えできる事柄ではないと。

柚木 では次回、最高裁を呼んでいただいて。

杉尾 1つ法務省に伺いたい。最初の処分について、「嫌疑不十分で不起訴」ということで良いか。

法務省 繰り返しになるが、本件は不起訴事案。不起訴の理由を明らかにすると、個人のプライバシー、その他もろもろに関係してくるため、差し控える。

杉尾 嫌疑不十分ということになっている。みんな知ってる。嫌疑不十分。要するに、起訴できるだけの証拠がなかったということに過ぎないということか。一般論として答えてほしい。嫌疑不十分とは。

法務省 一般的に嫌疑不十分という訴訟等については、起訴するに足る証拠を収集することができなかったということ。

杉尾 いわゆる「シロ」じゃない。真っ白じゃない。我々マスコミはそう捉える。私も検察4年やっていたので。嫌疑不十分と嫌疑なしは明らかに違うので。もう一度警察庁に聞きたい。後に中村部長は「私が自分の判断として逮捕は必要ないと判断して決裁した。指揮として当然だと思う」と。「事件がどういう評価を受けたのか見てもらえれば」私の判断が正しかったということはわかるでしょう、と言っている。嫌疑なしならまだしも、ただ証拠が集まらなかったという理由で不起訴になっている者が、この逮捕状を止めたことが、この処分が出ているから私の判断が正しかった、と、この理屈は通用するのか。こういうことは一般人であるのか。

警察庁 捜査については任意捜査が原則。

杉尾 任意捜査が原則と言って、よく逮捕しているではないか。あり得ない。

警察庁 逮捕権の運用については慎重適正に。

杉尾 全然慎重じゃない。私はずっと見てた。すぐ逮捕してしまう、警察は。

警察庁 逮捕する場合は、逃亡のおそれや証拠隠滅のおそれがある場合。その事件が証拠が集まるかどうかというだけでは上げずに、自殺するおそれがあるとか、そういった場合には逮捕状を請求する。

杉尾 でも中村部長はこのインタビューの中で、「私の判断は正しかった。なぜなら不起訴になっているからだ」という趣旨のことを言っている。自分が止めたのは正しかったと言っている。おかしいと思わないか？

警察庁 個別の報道対応については答えを差し控えている。

高井 これは、しっかりと手続きに則って逮捕状まで出たケースを取り上げたということだから、当然、決裁というものは文書、残っているということで良いか。一般論でも良い。一般的に、強制執行の逮捕状が出ているものを取り消すということが、刑事部長の電話1本で何の決裁もなくできるものなのか？

警察庁 この件についてどういう過程があったかというのは答えを差し控えている。

高井 一般論で。一般的に、強制逮捕状が出たものを執行しないというケースは、事後的にであっても、きちんと決裁文書はありますね。

警察省 ケースバイケースだと思う。

高井 決裁文書がないというケースもあるのか？そういうことを認めても良いのか？

警察庁 いまただちには答えるのが難しい。逮捕状を請求するということは決裁として残る。

高井 取り消す場合も決裁として残る？

警察庁 都道府県警察においてどこまで記載するかというのは、差異があると思うのでただちに答えるのは難しい。

高井 何度も国会で聞いているのは、何件あったかというのは、決裁文書があれば調べられるはず。最終的な決裁権者が刑事部長なのか、警視総監なのか、捜査一課長なのかかわからないが、その中で刑事部長クラスが決裁した文書があるか？という質問に、「把握できません」という答えを国会でしている。良いのか？本当に把握できないのか？

警察庁 警察庁としては把握していない。都道府県警察でも、そういったケースを出すために整理蓄積されているわけではないので、改めて捜査をするというのは現場に負担をかけることになるので、本件の経緯等を踏まえると、我々としては調査する必要はないと。

高井 何のために決裁文書というのをやっているのか。国民の知る権利、行政プロセスを明確にするために。捜査というのを誰かの一存でできるわけない。ちゃんとして手続きに則ってやっていて、それがちゃんと文書として残っている。どこまで出せるか、ということはあっても、把握できないというのはおかしいのではないか？

警察庁 そういった書類が残っていて、ひとつひとつ確認すると・・・

高井 残っていないってことはあるのか？すぐ捨てているのか？財務省みたいに。

警察庁 いま私もどういった書類を何年残すかということについて、つぶさには把握していないので、ただちに答えるのは難しいが、一件一件の捜査の過程について書類をめぐって、この捜査過程はどうだったかということをつまびらかに調査することは難しい。

高井 だから、個々の調査を聞いているのではなく、全体として、たとえば警視庁でこの3ヶ月の間に何件、刑事部長が逮捕状の執行停止をしたというケースがあるか、ということは文書に残っているから調べられるはずだ。

柚木 そんなことは許されない。もみ消しが横行する。

警察庁 捜査の過程をふまえて、どういう指揮をしたかという記録は残っている。ただ、警察は組織として判断しているので、刑事部長がどういう判断をしたか、各段階の検討を経て、こういう結果になったということは記録はされている。

森 あるではないか。出して。

警察庁 その書類については捜査過程に関わることなので対外的に出すことは困難。

柚木 過程は関係ない。結果だけで良い。

森 記録は残っているといま認めたので、次回までに整理をして持ってきてほしい。

警察庁 調査するかどうかも含めて検討する。

森 残っているということは認められた。最初はどうかわからないと言っていたが、残っているということなので、それをきちんと調査して次回、報告を。

先ほど警察庁の方が仰ったように、強姦・準強姦罪は捜査が難しいという中で、逮捕状の請求・発布まで至っているのだから、そこに至るまでのきちんとした証拠は集められていたということの証左であると思う。従って、それを強制執行停止をさせたというからには、それなりの理由がきちんとあるということだと思う。今回の件については特に説明責任が求められる。国民から「しっかり検証するように」という強い要請がある。